否まれぬ

根本の理由

……る處である。七日夜製鐵所の表通りたる本町筋は何事かを期待する勞働者の群衆を以て充たされた。しかし其の過一帶は警察の戒嚴狀態により僅かに事なきを得た。勞働者は何故怎う昂奮してゐるか。彼等は何故怎う執拗に罷業氣分に囚はれてゐるか。それには譯がある。

此の根本の理由が除かれねば如何に官憲の壓力を以てしても平和圓滿な解決は望まれさうにない。然らば其の根本理由とは何か。製鐵所の制度の大缺陷である。内部に於ける重疊せる宿弊である。換言すれば勞働者個々の心に宿る不平の傾動である。遣り場のない公憤である。同盟罷業は單に結果だ。

其の原因は既に多年に亘り勞働者の間に釀成されつゝあつたのだ。吾等の側面觀を以てすれば第一に待遇の問題である。今日、物價の昂騰して底止する處を知らぬ時、殊に其の顯著なる八幡に於て製鐵所の職工は大略何程の收入を得つゝあるか。如何なる勞働條件を強要されて居るか。製鐵所側及官廳等の大マカな計算は或は彼等の生活難を否定するかも知れぬ。が、吾等の直接勞働者に依つて得た數字に依ると彼等の

生活難は

實に想像以外

である。彼れ等の中相當の熟練職工は日給一圓を得る。此の本給に對して五割の手當(即ち十五圓)が

ある。更に出勤日に限り一日三割(即ち三十錢)の加俸がある。更に依つて……

賄賂公行の

情實づくめ

職工等は長官以下課長迄の顏を見た者がない

瀆職事件以來の怠業氣分

臨時職工は一日と一夜とに三八三分、本職工は三八五分かたの本給に對する加給を得、一ヶ月間に此の三十六時間勞働を七回乃至九回反覆して漸く其の生活の安定を圖つてゐる狀態である。製鐵所は……

……酷烈なる勞働を連續する事に依て通じての生活苦の程度略想像すべきである。然るに彼れ等の不平の種は猶これに止まらない(序に附記す、前記の手當なるものは日給八十五錢以下六十五錢迄は十三圓五十錢、六十五錢以下は八圓五十錢といふ尻細りの數字である)

生活問題を外にして職工の間には猶大きな不平がある。それは「幾ら眞面目に働いても働き榮えがない」と云ふ事である

◇待遇の總

てが能率本位技術本位でなくて情實本位になつてゐる。と云ふのは製鐵所は官業であるから

民間の會社と異つて仕事が放漫である。

どんな惡成績を擧げても損をするのは國家で所内では誰あつて慨を祟られる者がない故に優秀な技術者を登用して良成績を擧げやうなど、考へる者は一人もなく總て情實と資級とが

◇待遇の厚

薄と正比例する長官以下の階級を擧げると長官、次長、技監、部長、課長、係長(現場主任)技手(現場監督)組長、伍長而して平職工といふ事になつてゐる戰爭ならば

戰線の眞先に立つ兵卒

である

◇論功行賞

を受けずに功に上長に取入つて其の歡心を買ふ事に依つて之れを受ける齷い慮でビールサイダーの一ダース少し奮發して會席膳や仙臺平の袴さへ

贈つた樣な品物を

上役に取り入る

者は幾ら怠けてゐても正直精勤者よりも餘計に賃錢を得るこんな風だから遂には職工全部が

◇眞面目に

働くのが嫌になりノラリクラリと怠業をやつて一日十二時間工場にゐても時

間は正味三時間

分であるとは彼等の口を揃へて告白する處である故に殘業をやつて三十六時間ブツ通しの勤務をしても實際の仕事の分量は推して知る可しである階級に從つて順送りに

◇賄收賄の

風が旺であり此の卑劣手段で各自地位の安固を圖るのだから此の弊當のできぬ者は隨つて薄遇である監督の任に當る者は貰つたもの、手前職業の

大井大將曰く

我軍の立場容易ならず

浦鹽市内は警深からざるも氷雪く地を閉み湖風酷烈出征將卒の勞苦に同情すべきものあり特派員は先づ司令部を訪ひ大井將軍に面會し親しく現下極東の一般狀況を聞きたり將軍は最後に曰く

今や浦鹽の兵權は洲自治會の手にありて軍隊は目下之れに加擔したり而して軍隊は雜駁なる統計三千人より成り聯合作戰本部を組織し命令を統一し居れり數日前五百名の農民軍入り込みしが不穩の行動なく秩序は良好に維持され居れりこれ我軍の斷乎たる宣言と軍の主張によるものなり云々而して

現在の安協にして破るれば形勢は逆睹し得ざるものあるべく此間に處する我軍の立場は容易ならざるものと察せらる大井將軍は自己の容れられざる僞辭職を申出でたりとの噂あるは此間の消息を語るものなり

回答

……が一方回答時刻たる午後六時に先だつて上京中の白仁長官よりの回答文なりとて午後五時各工場箝番に對し別記の如き印刷物を添附した

(印刷物云々)を受けたる職工等は何處迄人を喰つた行り方たらうと哄笑した而して其上に愼重熟慮す可しとの意味のもとに午後五時より

め引籠り中なりし日本勞友會理事田崎想氏を擁立後援して八幡警察署齋藤部長を訪ひ午後四時三十分更に製鐵所本事務所樓上にて齋藤警察部長、新納憲兵分隊長立會の上中川次長に會見して要求に對する回答を迫ると共に今回の勞働爭議に關し友愛會に其協定方を一任せられたしと求めたるも中川次長は是を言下に拒絶し偽名製鐵所と

森戸事件公判

高野佐々木兩博士の熱辯

森戸大内兩帝國大學助教授に對する筆禍事件の公判は七日開廷直に傍聽を禁止したるを以て其の内容判明せざるも午後二時再會辯護人より午前中申請せし本延證人として高野岩三郎博士

のみを許可し

他は全部却下したるが高野博士は自己の意見を詳細に述ぶる處あり次いで金山檢事の求刑あり一旦休憩一十分開會

佐々木惣一郎博士は約二時間

亘る熱辯を振ひ

六時閉廷せり次は來る十四日と二十一日二十二日の三日間續行し十四日は特別辯護人即ち吉野博士邊渡早大教授の辯論ある由金山檢事の求刑左の如し

森戸辰男	禁錮六ヶ月罰金百圓
大内兵衛	禁錮一ヶ年罰金百五十圓 但し一ヶ年間執行猶豫

◇此の擴張

は殆んど無意味である何故なれば職工の待遇を善くし如上の弊風を一掃しさへすれば職工の能率は上つて、現

在の工場設備で猶

ほ且つ餘りある位

である習慣的怠業狀態で一日正味三時間位しか働かない職工が正則な秩序の下に八時間を働くやうになれば生産に於て

◇約三倍近

くの擴張を見る事となる當局が茲に氣附かず

職工の待遇を改善

しなければ……

◇長官以下

上役人が……

業も彼等上役人の

怠業と瀆職との所

産である

▶七▶千▶人▶に▶休▶業

運動の險惡化を恐れた

所謂回答の内容を見よ

檢束者大部分解放さる

損害莫大

五日以來の大罷業に依り八幡製鐵所の被れる損害は實に莫大な者であつて製作品の跡を絶ち六日に至つて漸く僅少なる出銑有つただけである目下の概算に依れば職工夫の給料三萬圓製作品不能期日延期損害七萬餘圓合計十萬餘圓となつてゐる事茲に至らしめたに就ては職工側の要求に對し當局者が完全且つ有效なる手段を講ぜなかつた責任も無いとは云へまい

職夫退去

七日午前六時職工職夫の交替時間には製鐵所側の回答を聞かんため職工一萬人職夫六千餘名と云ふ平常より一層多い入門者があつた製鐵所では到底完全の作業をなす能はざるに却て多數の入門者あり

回答來る

二本凝結

……六名

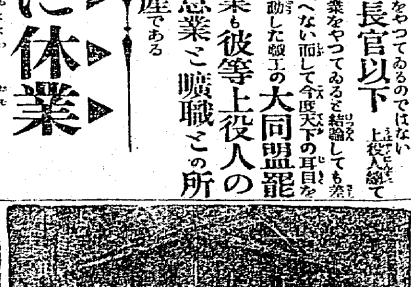

紙與の賣出し

◎奉公先

◎前非を

◎國粹會設立

綱領

◎暴風警報